

京都府中小企業等エネルギー対策交付金  
自家発電設備等導入支援事業  
募 集 要 領

※ 申請受付期間 平成24年7月12日(木)～8月31日(金)



## 1 事業目的

本事業は、京都府の補助を受けて公益財団法人京都産業21（以下「京都産業21」という。）が実施するもので、慢性的な電力供給不足が懸念される中、電力不足に左右されないエネルギーの自立化等のために、自家発電設備等を導入し経営の安定化に取り組む中小企業者等及び農林漁業者等に対して、導入経費の一部を交付するものです。

## 2 交付対象事業者

本事業の交付対象事業者は、京都府内に事業所を有する以下の中小企業者等及び農林漁業者等です。

ただし、京都府からの節電要請に対し、積極的に当該設備で節電対策できることが条件です。

### (1) 中小企業者

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

### ■以下の法人及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注2) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

(注3) 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）に定める風俗営業を営む者

- 企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成11年政令201号）で定める法人格を有する団体で、一つの敷地内において共同受電を行っているもののうち、事業活動の継続に当たって交付対象設備による電力の確保が必要な事業を行っているもの。

(2) 有限責任事業組合

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの（京都府内において事業所を設置していない中小企業者を構成員に含むものを除く。）

(3) 農林漁業者等

農業者、林業者、漁業者、これらの者の組織する農業法人等団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合

(4) 上記に準じるもので、京都産業21理事長が、特に交付の必要があると認めるもの。

※なお、次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

エ 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該社と契約を締結したと認められるとき

キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カの場合を除く。）に、京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき

### 3 交付対象事業

交付対象事業者が、府内に有する事業所において、自家消費の目的で、自家発電設備又は蓄電池の設置及びこれらに付随する設備の購入等であって、次に掲げるもの。

#### ①自家発電設備

内燃力を原動力とする火力発電設備で、1基出力10KW以上、500KW未満のもの。

非常用（一般停電用）のものを含みますが、消防法又は建築基準法で設置を義務づけられている防災用発電設備のみを目的とする場合は対象外です。

また、コージェネレーションについては、発電に直接要する機器（ガスエンジンユニット）のみを対象とし、停電時に非常用電源として発電できるものをいいます。

## ②蓄電池

以下のすべての要件を満たす新品の蓄電池

- ・充放電に直接要する機器のみを対象とし、1基蓄電池容量2KW/h以上のもの。
- ・買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもので、節電（ピークカット等）又は生産設備等の電力バックアップを目的として、計画停電などの場合に当該生産設備等を継続して稼働させることができるもの。

※UPS等で、停電時の短時間の電源確保を目的とするものは除く。

- ・一箇所に固定して使用するもの
- ・製品保証書が添付されること（完了検査時に写しを要提出）
- ・消防法または建築基準法で設置を義務付けられているものではないこと。

## ③上記①、②を運用するために必要となる付帯設備等

・自家発電設備：電灯配電盤、動力配電盤、変圧器、燃料タンク、消音設備、始動用バッテリー、保護装置、高圧遮断器

- ・コージェネレーション：液晶リモコン、防振架台、遠隔監視アダプタ

なお、廃熱利用設備、貯湯ユニット(槽)、それらに接続するための配管、蒸気配管等の発電に直接関係しない設備及び他の設備と共用する設備は対象外。

- ・蓄電池：遠隔制御装置、遠隔監視アダプタ、防振架台、金属製ラック、分電盤

<<ご注意>> 自家発電設備の設置工事に係る法令届出について

自家発電設備の設置工事に当たっては、事前に法令に基づく届け出が必要な場合がありますので、申請前に所管の官庁へご確認ください。

(参考)

※ 1つの企業で、複数の事業を実施する場合や京都府内の複数の事業所で実施する場合、上記に該当すればすべて対象となりますが、1企業当たりの交付金上限額は1000万円です。

※ 交付対象事業に関し、京都府など他の交付金等を受けている場合や受ける見込みがある場合は対象となりません。

## 4 交付対象となる事業期間

平成24年7月6日以降に着手し、平成25年2月28日までに完了する事業

※平成24年7月5日までに着手(契約締結や発注)しているもの又はすでに設置されているものは対象となりません。また、平成25年2月28日までに設置や工事が完了し稼働できないものも対象となりません。

※平成24年7月6日から交付金交付決定前までに事業に着手する場合は事前着手届の提出が必要となります。

## 5 交付対象経費

交付の対象となる経費は、次に掲げる事業を行うために直接必要な経費で、本事業で設置又は実施されたことを証明できるものに限ります。

経費の区分	内 容
設計費	交付対象事業の実施に必要な設計に要する経費
機械器具費	交付対象事業の実施に必要な機械装置の購入に要する経費
付帯工事費	交付対象事業の実施に必要な工事に要する経費 (基礎工事、運搬・搬入工事、据付工事、配線・配管工事等)
測量・試験費	試験調整費等に要する経費

※以下のような経費は対象となりませんので、ご注意ください。

[具体例]

- ・ 公租公課（消費税、地方消費税など）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ リースや割賦販売で購入するもの
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの。
- ・ 既存設備の撤去・移設・処分のために要した費用
- ・ 通信費、水道光熱費、旅費
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用 など

※また、以下のような場合には、交付金の交付対象となりませんのでご注意ください。

<経理処理の留意点>

- ・ 平成25年3月14日までに支出が完了していない場合。
- ・ 契約書、納品書、請求書その他証拠帳票類が不備の場合。
- ・ 前払・分割払（リース、割賦は対象外）の場合で、契約書の支払条件等に、その旨が記載されていない場合
- ・ 交付金対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、交付金対象経費との支払の区分が難しい場合。
- ・ 他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・ 手形、小切手、クレジットカード及びポイントカード等によるポイントで支払われている場合
- ・ 関連会社（資本関係のある会社など）との取引の場合

## 6 交付金額・交付率

(1) 交付率： 交付対象経費の3分の1以内

(2) 交付限度額： 1000万円（1企業当りの上限額）

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

※交付金は予算の範囲内で交付するため、交付申請額どおりとならない場合がありますので、予め御了承ください。

## 7 申請手続

交付申請書等の様式は、京都産業21のホームページからダウンロードできます。

京都産業21…<http://www.ki21.jp/josei/setsuden/h24/jikahatsu/>

### (1)申請書、実績報告書等の本事業書類の提出先

申請者の住所地	申請書の提出先・問い合わせ先	電話番号
京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター  公益財団法人 京都産業21 連携推進部 企業連携グループ	075-315-8677
宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、木津川市、久御山町、 井手町、宇治田原町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6  京都府山城広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0774-21-3211 0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1  京都府南丹広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0771-22-0371 0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市	〒625-0036 舞鶴市宇浜2020  京都府中丹広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0773-62-2508 0773-62-2506
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855  京都府丹後広域振興局 農林商工部 (農林漁業者等) 企画調整室 (中小企業者等) 商工労働観光室	0772-62-4315 0772-62-4304

### (2)提出方法

**平成24年8月31日(金)**までに申請者が提出先へ必ず持参してください。

\* 工事関係者、申請者以外の方の申請は受け付けません。

\* 郵送では受け付けません。

受付時間は、上記期間中の平日で次のとおりです。

午前9時～正午、午後1時～午後5時

### (3)提出書類

- ・ ○印の書類の原本及びそのコピーを各一部提出してください。
- ・ 印が必要な申請書に押印があることを確認してください。
- ・ 申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

## ■申請書類一覧

書類名	法人	個人事業者
交付申請書（様式第1号）	○	○
事業計画書（様式第2号）	○	○
事業収支予算書（様式第3号）	○	○
法人登記事項証明書 （申請日から3箇月以内に発行されたもの）	○	開業届(写)又は 税申告書(写)
対象設備の形状、規格等がわかるメーカーカタログなどの書類 （必ず出力又は容量が記載されているもの）	○	○
対象設備に関する工事請負契約書又は見積書の写し（金額の内訳がわかるもの）	○	○
対象設備設置予定箇所の位置図 （所在がわかる図面）	○	○
対象設備設置前の現況を確認できる写真	○	○
<b>府税</b> について滞納がないことの証明書 （申請日から3箇月以内に発行されたもの）	○	○
事前着手届(様式第4号) 交付決定前に事業着手される場合は必要です	( ○ )	( ○ )

\*府税について滞納がないことの証明は、所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合わせください。

\*提出された書類は、お返しいたしません。

提出された書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行(京都府への事業報告を含む)のためのみ利用し、申請者の秘密は保持します。(「個人情報保護指針」は京都産業21のホームページで公開しています。)

## 8 交付の決定

申請内容を審査の上、交付の決定を行い、申請者あて通知します。

- (1) 交付金は予算の範囲内で交付するため、交付申請額どおりとならない場合がありますので、予め御了承ください。
- (2) 交付決定額は、交付金額の上限を示すものです。

## 9 事業の完了及び交付金の支払

- (1) 事業が完了した後、実績報告書を14日以内、あるいは平成25年3月14日までのどちらか早い時期までに提出していただきます。

なお、実績報告において以下の書類が必要となります。書類のない場合は、当該経費は交付対象外となりますのでご注意ください。

- ・見積書の写し
- ・契約書（又は注文書）の写し

- ・納品書、工事完了届等その他設備の設置完了が分かる書類の写し
  - ・実施（設置）状況を示す写真
  - ・（蓄電池の場合）製品保証書の写し
  - ・（申請時と変更のあった場合）設計図書類、工程表、積算書、設計図面の写し
  - ・金融機関発行の振込控え又は領収書  
（インターネットバンキングの場合は、振込画面のハードコピー及び金融機関発行の入出金明細書が必要です。
- ※上記以外にも、事業実施に係る書類を求める場合がありますので、書類の整備・保管を必ず行ってください。

- (2) 完了検査に、京都産業21あるいは京都府広域振興局から助成対象設備の設置場所にお伺いし、設置・動作の確認と上記実績報告に係る書類の原本確認をします。
- (3) 完了検査後に、交付金の額が確定します（交付決定額から減額されることがあります）。
- (4) 交付金の支払は、上記額の確定後、精算払となります。

#### 10 交付決定された後の注意事項

交付決定以後の事務手続きなどは、別途交付決定時にお知らせしますが、以下についてご留意ください。

- 交付対象事業の経費の支払は、一括後払を原則として、金融機関・郵便局からの振込払又は現金払とします。また、他の取引の経費との混合払は原則認めませんので、他の経費とは区別できるようにしておいてください。
- 原則として、交付対象設備等については、その機種、型式、設置場所を申請書記載のものから変更することはできません。（あらかじめ京都産業21へ申請を行い、真にやむを得ない場合として京都産業21が認めた場合は承認する場合があります。）
- 申請後、企業名、代表者・所在地の変更があった場合は、速やかに京都産業21へ報告が必要です。
- 本事業により取得した設備等は、善良なる管理者の注意義務を持って保管・管理しなければなりません。また、原則として、一定の期間は処分（売却、廃棄等）できません。

#### 11 問合せ先

「7 (1)申請書、実績報告書等の本事業書類の提出先」又は以下までお問い合わせください。

[中小企業者等]：京都府商工労働観光部ものづくり振興課 イノベーション・産学公連携担当  
TEL：075-414-4849 FAX：075-414-4842

[農林漁業者等]：京都府農林水産部農政課 企画政策担当  
TEL：075-414-4901 FAX：075-414-4939